

所得税の還付申告はお早めに

市民会館では2月1日

(火)から

確定申告をしなくてもよい人で
も、給与や年金等から源泉徴収さ
れた所得額が本来課税される所
得税額よりも多いときは、確定申
告すると、納め過ぎの所得税が
還付されます。この申告を還付申
告といいます。

米子税務署での還付申告の受付
は始まっています。確定申告が始ま
ると混み合いますので、早めに
申告しましょう。

確定申告をしない人もよい人で
も、給与や年金等から源泉徴収さ
れた所得額が本来課税される所
得税額よりも多いときは、確定申
告すると、納め過ぎの所得税が
還付されます。この申告を還付申
告といいます。

昨年中に、本人や家族が病気や
けがなどで治療を受けた際に支払
った医療費は、図の算式により医
療費控除として所得から差し引か
れます。

還付申告(確定申告)に持参するもの

- ◇印章
- ◇源泉徴収票
- ◇生命保険料の支払い証明書など各控除額の
わかるもの
- ※還付金の振込先となる申告者本人名義の口座番
号を記入する箇所があります。

医療費控除額の計算方法

$$\text{平成22年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額※} = \boxed{A}$$

$$\boxed{A} - 10万円または所得金額の5\%(\text{どちらか少ない額}) = \text{医療費控除額(最高200万円)}$$

※保険金などで補てんされる金額
健康保険などから支給を受ける
療養費や出産育児一時金、生命保
険契約の医療保険金や入院給付金
など

住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用して住宅を
新築や購入または増改築などをし
た場合、次の要件をすべて満たす
と、住宅借入金等特別控除を受け
ることができます。

◇要件

住宅取得後6ヶ月以内に入居し、
引き続いて入居している

◇床面積が50平方メートル以上の
家屋

◇家屋の床面積の2分の1以上を
自分が住むために使用している

◇新築等のための借入金(家屋を新
築等するために取得した住宅敷
地用土地の借入金も含む)の返済
期間が10年以上

◇合計所得金額が3千万円以下

◇入居した年および前後2年以内
に「居住用財産の譲渡所得の課税
の特例」などを受けていない

◇増改築の場合、工事費用が10
0万円を超えている

■必要な書類

- ◇住民票の写し
- ◇家屋・土地(家屋とともに土地を
取得した場合)の登記簿謄本
- ◇借入金の年末残高等証明書
- ◇請負(売買)契約書など家屋・土
地の取得年月日・床面積・取得価
格がわかる書類(印紙が張つてあ
るもの)の写し



還付申告をする人へのお願い
確定申告が始まる2月16日
(水)以降は大変混雑が予想さ
れます。できるだけ記入の上、
早めにお越しください。

特住市別宅県税借入税額控除等の 他の特別控除

の住宅に関するその他 の特別控除

次の控除は上記要件とは異なる
場合がありますので、事前に米子
税務署で要件や必要書類等を確認
してください。

- ◇認定長期優良住宅の新築等に係
る借入金等特別控除
- ◇住宅耐震改修特別控除
- ◇住宅特定改修特別税額控除
- ◇認定長期優良住宅新築等特別税
額控除
- ◇特定増改築等住宅借入金等特別
控除
- ◇認定長期優良住宅の新築等に係
る借入金等特別控除
- ◇住宅耐震改修特別控除
- ◇住宅特定改修特別税額控除
- ◇認定長期優良住宅新築等特別税
額控除



e-Taxで
所得税の確定申告
が作成できます

2月1日(火)～3月4日(金)

確定申告で
e-Tax

住民基本台帳カードを持つてな
い人でも、e-Taxでの確定申
告が市民会館でできます。米子税
務署の職員等がお手伝いします。



●必要な書類

医療費の領収書、おむつ使用の
場合は、おむつ代の領収書および
おむつ使用証明書

●介護保険サービスを利用した場
合には、医療費控除対象金額の記
載のある領収書が必要となります。
施設またはサービス内容によつて
領収書の書式が異なりますので、
詳しくは各施設にお尋ねください。

●申告の際の注意

医療費控除を受ける際は、治療
を受けた人ごとの病院別に集計し
明細書(封筒)が必要です。

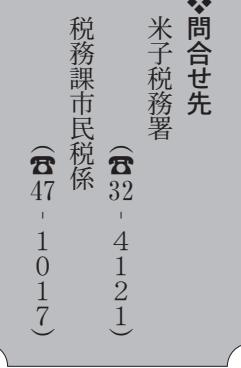
明細書を記入する際は、保険で
補てんされる金額を忘れずに記入
してください。また受け取つてい
ない金額がある場合は、予定額を
記入してください。

●明細書(封筒)の様式は問いま
せん。

●必要な書類	受付会場
●受付時間	市民会館第一会議室(2階) 午前9時～11時 午後1時～4時 (土・日曜日、祝日は休みます)

◇控除額

- ◇次のいずれかのうち少額のもの
を市県民税額から控除します。
- ◇所得税の住宅借入金等特別控除
可能額のうち所得税から控除し
きれなかつた額
- ◇所得税の課税総所得金額等の額
の5%



❖問合せ先

国税庁ホームページ

<http://www.nra.go.jp/>

税務課市民税係
(☎32-4121)
47-1017